

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第78号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第147号）

- (1) 平成20年8月25日開催の「局所的豪雨に対応した新たな河川管理検討委員会」（以下「第三者委員会」という。）資料の「天神橋の流域平均3時間雨量147ミリ、約200年確率の計算根拠」
- (2) 20年10月29日開催の第三者委員会に報告された資料の検討過程が分かる資料及び根拠データ

2 本件公開請求に対する決定

- (1) 会議資料作成のために参考としたデータ及び調査した過程については、成果品として整理されておらず、公文書は不存在である。
- (2) (1) に同じ。

3 担当課（所） 土木部河川課

4 審査請求等の経緯

- (1) H20.10. 1 公開請求 (1の(1)) (4) H20.12.16 諮問
H20.10.30 " (1の(2)) (5) H22. 3.11 答申
- (2) H20.10.15 不存在決定 (1の(1))
H20.11. 7 " (1の(2))
- (3) H20.11.21 異議申立て

5 諮問に係る審査会の判断結果

本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、これを取り消し、改めて公開請求に対応する公文書の特定を行い公開決定等をすべきである。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>本件請求文書について、情報公開条例の対象となる組織共用文書の該当性について検討する。</p> <p>「石川県情報公開条例の解釈運用基準」（平成13年3月制定）（以下「解釈運用基準」という。）では、組織共用文書の要件として、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものであること、 (2) 実施機関の職員が組織的に用いるものであること、 (3) 当該実施機関が保有していること、 <p>のすべてを満たすこととされている。</p> <p>まず、(1) 及び (2) については、本件請求文書が第三者委員会に提示された資料の根拠となるものであり、職員が職務上作成又は取得し、職員が組織的に用いるものであることは明らかである。</p> <p>次に、(3) については、実施機関は、業務委託の検収を終え成果品として提出されるまでは保有していないと主張するが、第三者委員会の資料を検討、作成した時点では、委託業者からデータを取得していなかったとは考えられない。また、第三者委員会はその設置要綱により「原則公開して行う。」とされており、そこで検討結果としての数値等を明示して資料を説明する以上、その根拠について説明を求められることは想定されているはずであり、実施機関がその基礎データを保有していないと考えることは困難である。</p> <p>したがって、本件公開請求の時点において、本件請求文書は組織共用文書としての要件を満たしていたと認められるので、実施機関は本件処分を取り消し、改めて公開請求に対応する公文書の特定を行い公開決定等をすべきである。</p>

5 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第78号

答 申 書

平成22年3月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、これを取り消し、改めて公開請求に対応する公文書の特定を行い公開決定等をすべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成20年10月1日及び平成20年10月30日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 平成20年10月1日公開請求の公文書の内容

平成20年8月25日開催の「局所的豪雨に対応した新たな河川管理検討委員会」（以下「第1回第三者委員会」という。）資料の「天神橋の流域平均3時間雨量147mm、約200年確率」計算根拠（以下「本件請求文書1」という。）

(2) 平成20年10月30日公開請求の公文書の内容

平成20年10月29日開催の第三者委員会（以下「第2回第三者委員会」という。）に報告された資料の検討過程が分かる資料及び根拠データ（以下「本件請求文書2」という。）

以下、本件請求文書1と本件請求文書2を併せて「本件請求文書」という。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書1について平成20年10月15日に、本件請求文書2について平成20年11月7日に、それぞれ公文書不存在決定（以下これら2件の処分を合わせて「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

(1) 本件請求文書1について

会議資料作成のために参考としたデータ及び調査した過程については、成果品として整理されておらず、公文書は不存在である。

(2) 本件請求文書2について

(1)に同じ。

3 異議申立て

異議申立人は、平成20年11月21日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成20年12月16日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情

報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書1について

ア 第三者委員会で提示された資料は、結論として公式に発表されたものであり、実施機関においても、その根拠となる計算書の存在は認めている。しかし、成果品となっていないので公文書に該当しないと主張している。

結論が確定しているのであれば、その計算根拠も確定しており、成果品として、結論と同時に実施機関に提出されているはずであり、公文書となるはずである。

イ 条例第2条第2項の定義では、公文書は、職務上作成したものであること、組織的に用いるものであること、及び保有していることの3つの条件があるが、その定義では、最終的に納入された成果品だけが公文書であるとは考えられない。

結論を公式に表明している以上、結論を導いた技術的な計算根拠は、組織として共用しており、最終的に体裁の整った成果物として納入されていなくとも、組織として保有していることになり、公文書に該当する。

ウ 結論を記載した資料と技術根拠資料は本来一体のものである。しかし、結論は成果品として提出されていないにもかかわらず、配布資料であるので公文書となるが、技術根拠資料は配布されていないので公文書ではないとすると、公文書とするか否かは担当者の裁量によって行われることになる。

エ 「石川県情報公開条例の解釈運用基準」（平成13年3月制定）（以下「解釈運用基準」という。）において、「組織共用文書となる例」に、「…、委託契約等の成果物等（実施機関へ提出された時点で対象となる。）」と記載されているが、最終的に納品されたものだけが成果品であり、途中で提出されたものは公文書ではないという定義はどこにもない。

仮に、このような解釈であれば、業務委託に関する公開は、成果品が納入される年度末などに限定されることになり、条例の目的を著しく阻害することになる。

(2) 本件請求文書2について

(1)に同じ。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書からみると、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書1について

(1) 情報公開の実施については、解釈運用基準に基づき事務処理を行っている。

条例第2条第2項の公文書の定義では、「実施機関の職員が…取得した文書…であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」であることと規定されており、解釈運用基準の運用で「対象公文書（組織共用文書）の範囲」に組織共用文書に該当しない例として、「取り寄せた参考資料」が揚げられており、組織共用文書となる例として、「委託契約等の成果物等（実施機関へ提出された時点で対象となる）」と記載されている。

(2) 「実施機関へ提出された時点」とは、成果品として委託業者から整理されたものが提出され、実施機関が設計図書どおり適正に業務が完了したと認めた時点であると考えている。したがって、公開請求の時点では成果品が提出されておらず、不存在決定を行った。

2 本件請求文書2について

1に同じ。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

(1) 本件請求文書1について

第1回第三者委員会で提示された資料の特定の記載内容の根拠に関する文書である。

(2) 本件請求文書2について

第2回第三者委員会で提示された資料に関する検討過程に係る文書である。

3 本件請求文書に対応する公文書について

本件請求文書1は、第1回第三者委員会で提示された資料3「局所的豪雨に対応した新たな河川管理検討委員会（第三者委員会）～浅野川における豪雨災害を受けて～」の20ページの「降雨確率評価」に、「天神橋上流域での流域平均3時間雨量…147mm」と記載され、次ページの「降雨のまとめ」に、「浅野川流域平均での確率評価は、約200年に一度であった。」と記載されている内容の計算根拠である。

また、本件請求文書2は、公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄に、当初「平成20年10月29日に開催された浅野川水害の『第三者委員会』にかかるすべての文書および電子データ」と記載されているが、実施機関の口頭依頼により、前記第2の1の(2)のとおり補正されたもので、第2回第三者委員会で提示された資料2に記載されている内容についての根拠となるデータ等である。

実施機関及び異議申立人のいずれも、本件請求文書について、組織共用文書の該当性について主張していることから、この点について検討する。

解釈運用基準では、組織共用文書の要件として、

- (1) 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものであること、
- (2) 実施機関の職員が組織的に用いるものであること、
- (3) 当該実施機関が保有していること、

のすべてを満たすこととされている。

まず、(1)及び(2)については、本件請求文書が第三者委員会に提示された資料の根拠となるものであり、職員が職務上作成又は取得し、職員が組織的に用いるものであることは明らかである。

次に、(3)については、実施機関は、業務委託の検収を終え成果品として提出されるまでは保有していないと主張するが、第三者委員会の資料を検討、作成した時点では、委託業者からデータを取得していなかったとは考えられない。また、第三者委員会はその設置要綱により「原則公開して行う。」とされており、そこで検討結果としての数値等を明示して資料を説明する以上、その根拠について説明を求められることは想定されているはずであり、実施機関がその基礎データを保有していないと考えることは困難である。

したがって、本件公開請求の時点において、本件請求文書は組織共用文書としての要件を満たしていたと認められるので、実施機関は本件処分を取り消し、改めて公開請求に対応する公文書の特定を行い公開決定等をすべきである。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 12 月 16 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 4 7 号)
平成 21 年 3 月 6 日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成 21 年 10 月 23 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 21 年 12 月 11 日 (第 187 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 1 月 29 日 (第 190 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 2 月 26 日 (第 191 回審査会)	○事案の審議を行った。